

岩手県告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 2 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社北のハーモニー	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	北のハーモニー指定訪問介護事業所	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	平成 20 年 1 月 31 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 S l o w L i f e	岩手郡滝沢村鶴飼字臨安 102 番地 637	指定ちやぐちやぐデイサービス	岩手郡滝沢村滝沢字室小路 146 番地 7	平成 19 年 12 月 31 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社北のハーモニー	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	北のハーモニー指定居宅介護支援事業所	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	平成 20 年 1 月 31 日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社北のハーモニー	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	北のハーモニー指定訪問介護事業所	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 17 番地 1	平成 20 年 1 月 31 日